

平成22年8月6日

関係事業者各位

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

### 高分子化合物に関する安全性評価情報の提供依頼について

既存化学物質及び新規化学物質（昭和49年度から61年度までに白判定されたものに限る。）の高分子化合物の安全性評価情報として、高分子フロースキームによる白判定相当の試験成績又は低懸念ポリマー確認基準を満たす試験成績を得ている場合には、下記担当部局までご提供くださいますようお願いいたします。優先評価化学物質の選定に係るスクリーニング評価の実施や、リスク評価を行う必要がないと認められる一般化学物質の選定に際して、基礎データとさせていただきます。

- 1 「高分子フロースキーム」とは、「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて」（平成22年3月30日、薬食発0329第3号、平成22・03・30製局第1号、環企発第100329003号）の1に規定されている高分子化合物に係る評価スキームをいう。また、高分子フロースキームによる白判定相当とは、既存化学物質について、高分子フロースキームに基づく評価を行い、法第4条第1項第5号に相当すると認められるものをいう。
- 2 「低懸念ポリマー確認基準を満たす」とは、「新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準」（平成21年12月28日、厚生労働省、経済産業省、環境省告示第2号）を満たすことをいう。

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
TEL:03-5253-1111（内線：2427）

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
TEL:03-3501-0605（直通）

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室  
TEL:03-5521-8253（直通）